

訪問看護利用料金表（介護保険）

独立行政法人地域医療機能推進機構
二本松病院附属訪問看護ステーション

介護保険自己負担割合に応じて、基本料金の1割～3割となります。
介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

（1）基本利用料 自己負担1割の場合

訪問看護費	
※20分未満	要支援者 303 円 要介護者 314 円
30分未満	要支援者 451 円 要介護者 471 円
30分以上1時間未満	要支援者 794 円 要介護者 823 円
1時間以上1時間30分未満	要支援者 1,090 円 要介護者 1,128 円
理学療法士 または作業療法士の場合 1回20分以上(6回/週まで)	要支援者 284 円 1日に連続して2回を超えた場合は、50/100相当額 *利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行なった場合は、 1回につき5円減算 要介護者 294 円 1日に連続して2回を超えた場合は、90/100相当額

※は、週1回以上20分以上の訪問看護を実施、頻回な医療処置が必要な場合
夜間・早朝の訪問看護は、125/100相当額 深夜の訪問看護は、150/100相当額

（2）加算料金 自己負担1割の場合

訪問看護費の加算	
※サービス提供体制強化加算Ⅰ	6 円 1回につき 事業所が医療体制、人材等の要件を満たしている
看護体制強化加算Ⅱ	200 円 月1回 事業所が医療実績の要件を満たしている（要介護者対象）
看護体制強化加算	100 円 月1回 事業所が医療実績の要件を満たしている（要支援者対象）
※緊急時訪問看護加算Ⅰ	600 円 月1回 24時間対応体制
※特別管理加算Ⅰ	500 円 月1回 カテーテル等の管理
※特別管理加算Ⅱ	250 円 月1回 在宅酸素や褥創等の管理
専門管理加算	250 円 月1回 専門性の高い看護師による管理
口腔連携強化加算	50 円 月1回 歯科医療機関等との連携
初回加算Ⅰ	350 円 退院日または退所時に初回訪問を行った場合は
初回加算Ⅱ	300 円 初回加算Ⅰ、それ以外は初回加算Ⅱ
退院時共同指導加算	600 円 退院または退所時に共同指導を実施した場合は 退院時共同指導加算を算定
長時間訪問看護加算	300 円 特別管理加算対象者へ1時間30分以上の看護
複数名訪問看護加算Ⅰ	30分未満 254 円 、30分以上 402 円 2人の看護師等が同時に訪問看護を行なう場合
複数名訪問看護加算Ⅱ	30分未満 201 円 、30分以上 317 円 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行なう場合
看護・介護職員連携強化加算	250 円 痰吸引などで介護職員と連携した場合
※ターミナルケア加算	2500 円 死亡日及び死亡日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
※介護職員等処遇改善加算	+1.8% 総単位数に左記の加算率を乗じる

※は、介護保険支給限度基準額対象外

（3）その他の料金

①交通費

通常の実施地域（二本松市 本宮市 大玉村 福島市松川町）は不要とし、その他の地域は、通常の訪問看護の実施地域の境界から起算して1Kmあたり53円を負担していただきます。

②死後の処置

死後の処置を行った場合は、10,000円を負担していただきます。